

広島県企業局告示第三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、沼田川水道用水供給水道（宮浦浄水場及びその附属設備並びに宮浦浄水場から三原市鷺浦町向田野浦須ノ上分水点に至るまでの送水施設（海底送水管を除く。）に限る。）の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年三月三十一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	平成二八年三月二五日	平成二八年四月一日～ 平成二九年三月三一日
株式会社水みらい広島 代表取締役社長 真鍋 孝利	広島市中区小町一番一 十五号		